

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 19 日現在

機関番号：12401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730137

研究課題名(和文) リベラル介入主義の歴史的起源に関する研究

研究課題名(英文) The Origin of U.S. Liberal Interventionism

研究代表者

草野 大希 (KUSANO, Hiroki)

埼玉大学・教養学部・准教授

研究者番号：90455999

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円、(間接経費) 540,000円

研究成果の概要(和文)：ウィルソン政権下で実施された、メキシコ、ハイチ、ドミニカ共和国に対する米国の介入政策を考察し、現代のリベラル介入主義の歴史的起源でもあるウィルソンの介入主義の特徴を解明した。結果として、次のような特徴が明らかになった。リベラルな目的(民主主義や人道)の真摯な追求、相手の主権尊重を志向する正しい力の行使としての介入の模索、それを可能にするための介入の正当性や合法性の重要性に対する強い認識、相手国との間で共通の利益や理念を構築し、共有することの困難さ、目的が崇高であっても、介入が常に所期の目的を達成できるとは限らない、リベラル介入が直面する実効性の限界、である。

研究成果の概要(英文)：This research examined the historical background of US liberal interventionism and clarified how President Wilson practiced liberal intervention by studying the cases of interventions over Mexico, Haiti, and the Dominican Republic. The following features of his interventionism became clear. First, the Wilson administration attempted to realize the liberal goals (democracy and humanity) which they advocated very earnestly. Second, they paid careful attention so that their interventions could become a just use of coercive power which would contribute to the protection of sovereignty of the intervened countries. Third, they were strongly conscious of the importance of legitimacy and legality of their interventions. Fourth, they faced the difficulty of sharing common interests and ideas between the US and the intervened states. Fifth, intervention was not always effective in resolving the problems.

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：国際関係論

キーワード：リベラル 介入 ウィルソン

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の国際政治学では、伝統的な国家間戦争とは形態を異にする武力行使、すなわち他国の内政問題に影響を及ぼすために行われる軍事介入の研究が盛んに行われていた。だが、その多くは冷戦後に実施された人道的介入を対象とするものであった。

人道的介入とは、対象国の国内における著しい人権侵害の是正、あるいは対象国の民主化の促進といった人道目的を達成するために実施される軍事介入を指す。1990年代に実施された、ソマリア、ハイチ、旧ユーゴスラビア、コソボなどに対する介入がその具体例である。2000年以降は、リビアに対するNATOの軍事介入のように、「保護する責任」としての介入とも呼ばれるようになってきている。いずれにせよ、先行研究の多くは、人道的介入は現代に固有の政策であるとの前提に立ち、過去20年の事例に焦点を当てていたのである。

しかし、人権や民主主義などの所謂リベラルな価値を実現するために他国の内政に干渉する行為は、現代に固有のものではない。このような介入の正当性・合法性を国連安全保障理事会が認めるようになったのは現代的な現象であるが、過去においても介入の国際的正当性や合法性を念頭に置きながら、リベラルな価値を追求する介入が実施されていた。その典型例が、1910年代のアメリカ大統領ウィルソンによる中南米諸国に対する一連の軍事介入政策である。

もちろん、アメリカ外交史の分野では、ウィルソン政権下で実施されたメキシコ、ハイチ、ドミニカ共和国に対する軍事介入の事例研究は少なくない。しかし、それらを現代にも通じる「リベラル介入主義」の歴史的起源と位置づけ、その特徴や可能性と限界を明らかにする国際政治学の研究は決して多くなかった。現代の介入政策の特徴を深く理解するためにも、過去の介入政策との比較は不可欠である。こうした背景から、国際政治の理論枠組み(複雑システムという本研究独自の理論枠組み)に依拠しつつ、ウィルソンの介入政策を再考し、彼の介入主義の性質を解明することに学術的な意義があると考えたのである。

なお、研究開始時点において研究代表者は、ウィルソンが1914年に行ったメキシコに対する軍事介入事例(民主的な前政権を転覆し政権に就いたウェルタ軍事政権の退陣を主目的とする)の考察を行い、次の結論を得ていた。第一に、この介入にはメキシコの民主化を促し、西半球に民主的共同体としての地域秩序を構築する意図

があったこと。第二に、メキシコ国民はアメリカの介入に反発したが、他のラテンアメリカ諸国はウィルソンの意図を理解し、アメリカの立場を支持する姿勢を見せたこと。第三に、ウィルソンはメキシコ介入の過程で国際的に「正当な」介入と「不当な」介入とを峻別するメカニズムの重要性を痛感し、地域秩序のためになされる介入を合法化しうる多国間条約(汎米条約)の設立に尽力したこと。

メキシコ介入に関する研究成果を踏まえ実施したのが本研究である。

2. 研究の目的

ウィルソン政権下で実施されたハイチとドミニカ共和国に対する介入政策の決定および実施過程を中心に考察し、それらをこれまでの研究成果(メキシコに対する介入事例)と総合する形で、ウィルソン流のリベラル介入主義に関する包括的な研究を完成させることが本研究の目的である。

ハイチに対する介入は1915年7月の米軍上陸によって始まった。これは同年6月に反政府勢力が大統領を惨殺し、ハイチの治安が悪化したことを受けたものである。アメリカはハイチを軍事占領し(34年まで継続)、ダルティグナーヴ大統領を支えつつ同国の財政管理もアメリカが担った。

他方、ドミニカ共和国に対する介入は1916年11月から始まった。相次ぐクーデターで無政府状態に陥っていた同国に対し、ウィルソン政権はアメリカによる軍政(24年まで継続)を敷くことで同国の安定化をめざした。

これらの事例研究では、次の論点の解明をめざした。第一に、アメリカはどのような経緯や理由で介入を決断するに至ったのか。第二に、当初は「反介入主義」の立場であったウィルソン大統領やブライアン国務長官は、なぜ当初の立場(不介入)を捨て「介入主義」に転じたのか。第三に、ウィルソンをはじめとしたアメリカの政策決定者は、介入を実施するアメリカにはどのような国際的役割があり、自らの介入にどのような国際的正当性があると考えていたのか。第四に、民族自決、民主主義、国家間の平等などウィルソンが提起したリベラル的価値と、自らの「介入」との間にある矛盾をどのように考え、そこにどのように折り合いをつけたのか。第五に、介入される側のハイチやドミニカ共和国はどのように介入を受け入れ、または抵抗したのか。第六に、介入の結果はどのようなものであったか(初期の目的を達成したのか否か)。

3. 研究の方法

研究の方法は定性的方法を採用した事例研究である。より具体的には、(1) 当該事例に関する一次・二次資料の収集、(2) 資料の分析、を通じた研究である。

一次史料については、米國務省編の *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States* や *Lansing Papers: 1914-1920*、1921 年に米上院調査委員会が行ったハイチとドミニカ共和国に対する介入の実態調査をまとめた *Inquiry Into Occupation and Administration of Haiti and Santo Domingo* などの出版物、プリンストン大学にある The Seeley G. Mudd Manuscript Library の利用などを通じて収集した。当該事例ならびに介入に関する研究書・研究論文を含む二次資料は、購入、電子アーカイブ、国内外の大学等を通じて収集した。

収集した膨大な資料を効率的に分析するために、次の方法で検証を行った。過程追跡 (process tracing) の手法に基づき時系列的に政策決定過程を考察する一方、それぞれの政策に含まれる論理や特徴を掘り上げるために複雑システムの考え方 (国家の行動や政策を「利害」「役割」「シンボル」という要因間の相互作用として把握するモデル) を分析枠組みとして利用した。

4. 研究成果

(1) ハイチに対する介入政策の事例研究

1915年7月から始まる米軍のハイチ軍事占領およびアメリカによるハイチの財政的管理に関する資料を収集・調査・分析し、ウィルソン政権がハイチに介入することを決断した理由や背景、および介入の実施状況 (主としてウィルソン政権が終了する 1921 年まで) を検証した。それによって、明らかになった介入の主な特徴は次の通りである。ハイチの安定化や民主主義に貢献したいとするアメリカ側の「役割」意識の強さ、米軍駐留とアメリカ人による同国の財政管理を正当化・合法化する「条約」の重要性に対するアメリカ側の理解の強さ、そして結果として「強化」するアメリカの占領とハイチの人々による反発や抵抗である。

ウィルソン大統領は就任直後の 1913 年 3 月に「ラテンアメリカに関する政策宣言」を公表し、被治者の同意に基づく、暴力に拠らない立憲主義政府の樹立が米州地域の平和と安定の基礎となる、という構想を打ち出していた。その構想は、まずは 1914 年に軍部が民主的政権を打倒したメキシコに適用され、次に暴力の応酬で次々に政権が代わっていたハイチに適用された。もちろんウィルソン政権ですら、ハイチへの介入を決定する過程において、アメリカの国家利益 (利害) を考慮しなかったわけではない。例えば、パナマ運河の完成により、ハイチを影響下に置くことはアメリカの地政学上・戦略上の国家利益にかなうものとなっていた。しかしウィル

ソン大統領やブライアンおよびランシング國務長官が重視したのは、ハイチがより安定した民主主義あるいは文明国となる上での支援者としてのアメリカの役割であった。問題は「役割」をどのように追求するかであり、そこで同政権が腐心したのが介入の正当性や合法性の確保であった。実際、ウィルソン政権誕生時からハイチの政情不安は恒常的に続いており、軍事介入を求める声は米政府内でも度々聞かれた。しかし同政権は、相手の主権侵害になりかねない介入という力の行使には極力慎重姿勢を取り続けたのである。結果的に、アメリカの軍事占領および全面的な財政管理は、1915 年 7 月に当時のサム大統領が反体制派に惨殺され、国内が無秩序状態に陥る中で急遽開始されることになった。そして興味深いことに、ウィルソンもランシングも、ハイチ在留の外国人保護のための一時的な軍事介入は、当時の国際法からも十分正当化できると考えていたが、それを超える役割、すなわち「ハイチ国民を他のハイチ人から助ける」ことについては、現状では「人道主義」の理念でしか正当化できないと考え、事後的ではあるものの、アメリカの軍事的・財政的介入を合法化する二国間条約 (副題「ハイチの財政、経済開発、および平静」) の締結 (同年 9 月 16 日調印) に力を注いだのである。

とはいえ、アメリカの軍事介入は決して平坦なものではなかった。アメリカは、カコスと呼ばれる反米・反政府武装勢力による抵抗などに直面し、とくに第一次大戦後は、言論統制や反体制派弾圧などを含む占領政策の過酷な側面が表面化し、その介入に対して国内外の強い非難を受けることになったからである。そこにリベラル介入の限界が表れていた。

(2) ドミニカに対する介入政策の事例研究

1916 年 11 月開始の米国によるドミニカ共和国の軍事占領に関する資料を収集・調査・分析し、ウィルソン政権が同国に軍政を敷くに至った理由や政治過程を検証した。その結果、次のような介入の特徴を明らかにした。

介入の動機として、ドミニカにおけるアメリカの戦略上ならびに経済上の国家利益 (利害) を追求する面があったことは否定できないが、それよりも顕著であったのはドミニカの民主主義を育成することに対するウィルソン政権の「役割」意識の強さ、ウィルソン政権は、アメリカの介入がドミニカの主権侵害を意味しないことを示す必要性を強く認識し、その正当性・合法性に相当の注意を払っていたこと、しかし結果的に、ドミニカ共和国との間でアメリカの軍事介入を直接正当化するメカニズムを形成することはできず、軍事占領は危うい正当性や合法性の下で強行され、ドミニカ側の抵抗を完全に抑えることはできなかったという事実である。

ハイチの隣国であるドミニカ共和国も、ウ

ウィルソン政権が誕生する以前から政治的に不安定であった。アメリカが1905年から開始したドミニカ共和国の関税・財政管理によって、同国の債務返済や財政健全化が図られていたものの、1911年末には現職の大統領が反体制派に暗殺され、政治は再び混乱に陥っていた。ウィルソン政権は、他のラテンアメリカ諸国と同様に、この国にも「安定的で、自由選挙で選ばれた政権」の擁立が必要と考え、1914年12月に選出されたヒメネス大統領を支えると同時に、暴力革命を防止するための改革案（軍隊を廃止し警察隊を創設、米顧問の任命など）などを提起していたのである。ハイチと同様にドミニカ共和国についても、アメリカは戦略上の利益やアメリカの投資保護などの経済的利益を有していたが、ウィルソン政権が重視したのは、あくまでも民主主体制の擁立や人道主義であった。

ところが、早くも1915年1月からヒメネス大統領に対する反発が国内で広がり、同大統領は5月に発生した軍部によるクーデターを受け辞任を表明してしまう。結局アメリカは、ヒメネス大統領による「支援要請」があった（実際には、彼はその要請を取り下げた上で辞任）との理由から、米軍を同国に上陸させることになった。ここでウィルソン大統領が懸念したのは、軍事介入の継続の可能性とその正当性・合法性であった。キューバのプラット修正条項のようなアメリカの軍事介入を公式に正当化する条約は、ドミニカとの間には予め存在していない。そこでウィルソン政権は、アメリカがドミニカの財政管理を担うことを約した1907年の二国間条約を根拠に、具体的にはアメリカの承認なしに公的債務を増加させたことは同条約第3条に違反することを理由に、その「執行」のためにアメリカの軍政が必要として、自らの行為を正当化したのである。軍政設置を表明したナップ将軍の声明（1916年11月29日）で強調されたのは、この占領が1907年の条約履行を促すための国内秩序の確立に向けられたものであり、ドミニカ共和国の「主権を破壊」するような目的は一切ないという点であった。

このように始まったアメリカの軍政に対し、ドミニカの指導層を中心に、それを受け入れ、協力を表明する者も少なくなかった。だが、同国のナショナリスト達はアメリカの占領を「違法」と主張し続け、東部では反米ゲリラの活動が活発化するなど、ウィルソン政権の真摯な意図は、現地の人々に十分理解されたとはいえない状況に陥ってゆく。ハイチの場合と同様に、第一次大戦が終結すると、ドミニカでの軍事占領に対する批判が強まり（ウィルソンが提唱する民族自決原則に反するといった主張も展開される）、政権末期には米軍撤退の計画に着手せざるを得なくなったのである。価値や正当性観念の相手との十分な共有なくして実施されたりベラル介入の限界が、ここでも露呈したのである。

(3) ウィルソンの介入主義の傾向

上記(1)(2)で示した事例研究の成果を、研究代表者が本研究開始前に行っていたメキシコに対する介入事例（1914年）の研究成果と比較検討し、ウィルソンの介入主義の次のような傾向を明らかにした。リベラルな目的（民主主義や人道）の真摯な追求、相手の主権尊重を志向する正しい力の行使としての介入の模索、それを可能にするための介入の正当性や合法性の重要性に対する強い認識、相手国との間で共通の利益や理念を構築し、共有することの困難さ、目的が崇高であっても、介入が常に所期の目的を達成するとは限らない、リベラル介入が直面する実効性の限界、である。

* (1)(2)(3)の研究成果を、英文による学術論文としてまとめ、海外学術誌に投稿することをめざしたが、研究終了時にまでそれを実現することはできなかった。

(4) 20世紀初頭の文脈におけるウィルソンの介入主義の特徴

ここでは、ウィルソンの介入主義を含む、20世紀初頭におけるアメリカ介入主義の国際的な正当性をめぐる、米州諸国間の社会的相互作用の論理を明らかにした。

ウィルソン政権の際立った特徴は、それまでの共和党政権によって追求された二国間条約やモンロー主義という理念ではなく、米州地域全体の価値や利益を真に表象した多国間条約（汎米条約）を成立させ、それによって、個別の国家に対する介入政策を正当化、合法化しようとした点である。メキシコ、ハイチ、ドミニカ共和国であれ、いずれの国に対するウィルソンの介入も、アメリカの独善的利害というよりは、各国の民主主義や政治安定を達成し、それが地域全体の平和に繋がるという「民主的平和」の観点から実施された面が強かった。しかし、介入という強制行為を真にその目的と関連づけ、正当化するには、当該領域に妥当する法の制定が不可欠である（現代の文脈では、国連憲章第7章がこれに相当）。それを痛感し、かつ同条約の成立に尽力したウィルソンは、その意味からも、現代のリベラル介入主義の先駆者として位置づけられることを本研究では明確にした。

ただし、最終的に汎米条約が不成立に終わったことにも示されるように、20世紀前半の米州地域には、リベラル介入主義を推進できるほどの価値や利益の一致はまだなかった。当時、まず必要なのは介入を直接的に正当化する条約ではなく、アメリカのみを正当な介入主体とする片務的な役割構造の転換であった。それが、ラテンアメリカ諸国が1920年代から30年代にかけて表明した「声」であり、結果的に1933年に米州地域で初めて成立した包括的な多国間条約であるモンテビデオ条約で明記されたのは、「介入」ではなく「不介入」原則だったのである。

*この研究成果を、下記「5. 主な発表論文等」の〔雑誌論文〕記載の論文として刊行した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

草野大希、アメリカの介入と国際正義—20世紀初頭の米州における介入の正当性をめぐる社会的相互作用—、国際政治、査読あり、第171号、2013年、15-28頁。

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

草野 大希 (KUSANO, Hiroki)

埼玉大学・教養学部・准教授

研究者番号：90455999

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：